

意見陳述書

平成26年2月10日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人 羽部光男

私は、ハッ場ダム予定地の上流にある草津町に居住しております。ご存知の通り草津町は温泉を中心に、観光を生業として生活している町です。昭和50年に東京から移住して39年が経ちました。当時はすでにハッ場ダムの計画は進んでいたのですが、それほど注目される出来事も無かったようで、知人から初期の反対運動の様子を聞く程度で、関心を寄せることもありませんでした。

ただ、所用で時々通る吾妻溪谷の四季折々の景観には、いつも感動して眺めておりました。当時勧められて読んだ「ベルツの日記」(下巻P188～)にある、この溪谷の美しさについての記述は、吾妻溪谷の価値を存分に表したものであると思いました。

その後、ハッ場ダムの実態を知る学習会等に出席する内に、この溪谷をダムの底に沈めてしまうことに疑問を抱き、自然を破壊する行為に憤りを感じるようになりました。

きっかけは、水需要の過大な予測とその根拠のでたらめさを知ったことです。このことについては、原告代理人弁護士の陳述や、原告側証人の証言で詳しく述べられております。

また、この間明らかにされた推進派の論拠としている「ダム湖を観光資源として利用し、地域の活性化を図る」との主張についても、同じ観光に携わるものとして、大いに疑問を感じます。それは、草津温泉を始めとする上流の温泉群から、強酸性泉の排水が吾妻川に流入していること、加えて日本一の生産量を誇る嬭恋村のキャベツ等の蔬菜栽培で使用される農薬や、長野原町北軽井沢地区に展開される酪農地帯から、家畜飼育の残滓等が流入することにより、湖水の富栄養化による水質の悪化が指摘されていることです。

別の問題として、上流の農地の土砂の流入でダム湖に土砂が堆積し、浚渫作業で莫大な維持管理費が発生することも予想されます。観光を目的にしてこられた方々に、極めて不適切な対応をすることになると言わざるを得ません。

私がこの訴訟に関わる中で強く感じたことは、国の事業は発端から今日に至るまで、作ると言ったらどんなに状況が変わろうとも、いろいろな理由をこじつけて一貫して推進するという姿勢であります。たとえば、ダムサイトの位置についてハッ場ダムの話が持ち上がった時は、現在の予定地より600メートル下流で、現在の東吾妻町内の吾妻溪谷の最狭流部近辺とされておりました。理由は岩盤が強固で、ダムサイトに適しているということでした。しかし、吾妻溪谷をダムの底に沈めることへの強い批判が起こると、現在の場所に変更しました。だが、この場所は当初の建設省の説明では、①熱変質帯で基礎地盤としては極めて不安定、②3メートル幅の断層があるから不安定、③岩盤に節理が非常に多い

から不安、等をあげ、ダムサイトとしては、不適との判断を示していました。それを覆して変更するときの説明では、基礎岩盤の掘削深度を18メートルにすることで安全性を確保したとのことでした。2007（平成19）年12月に国交省は、岩盤の再調査の結果、予想より良好であったことを理由に、基礎岩盤深度を18メートルから3メートルに変更し、コンクリートの量も160万立方メートルから、91万立方メートルに約43パーセント大幅に削減する設計変更を行いました。

このダムサイト計画の変遷は、門外漢であっても「きわめて場当たりの対応」と言わざるを得ません。

このように無責任ともいえる理由で建設を強行すれば、いつどんな危険な事態をまねくことになるかは良そうもできません。

観光地の最大の使命は、お客様の安全を守り、気持ちよくお帰りいただくことにあります。

以上申し述べましたように、「治水にも、利水にも何の役にも立たない」正に「ムダなダム」に6000億円とも7000億円ともいわれる巨額な税金が費やされようとしていることに、群馬県民として許すことのできない気持ちでいっぱいです。

裁判長。政治が国民の利益に反した暴走を繰り返しているとき、良心の砦としての裁判所の役割を今こそ發揮して、公正な判決を下されることを切望致します。